| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 西梅田一番 | 大阪府大阪市北区 | 西日本旅客鉄道㈱ | 梅田連絡線 | 市道 | 九条梅田線 | 第２条第10号 | — |
| 坪井 | 大阪府摂津市 | 阪急電鉄㈱ | 京都本線 | 市道 | 千里丘南千里丘線 | 第２条第２号 | 第２条第３号 | — |
| 産業道路 | 〃 | 〃 | 〃 | 市道 | 千里丘三島線 | 第２条第１号 | 第２条第２号 | 第２条第３号 |
| 乙ノ辻 | 〃 | 〃 | 〃 | 市道 | 香露園２号線 | 第２条第２号 | — | — |
| 第二西川 | 兵庫県姫路市 | 西日本旅客鉄道㈱ | 播但線 | 県道 | 宍粟香寺線 | 第２条第８号 | — | — |
| 西脇 | 兵庫県小野市 | 〃 | 加古川線 | 県道 | 小野香寺線 | 第２条第８号 | — | — |
| 中八木 | 兵庫県明石市 | 山陽電気鉄道㈱ | 本線 | 市道 | 大久保55号線 | 第２条第10号 | — | — |
| 谷八木 | 〃 | 〃 | 〃 | 市道 | 大久保40号線 | 第２条第10号 | — | — |
| 九条第９号 | 奈良県大和郡山市 | 近畿日本鉄道㈱ | 橿原線 | 県道 | 奈良大和郡山斑鳩線 | 第２条第１号 | 第２条第９号 | — |
| 片平３号 | 福岡県大牟田市 | 九州旅客鉄道㈱ | 鹿児島線 | 県道 | 一部三川線 | 第２条第10号 | — | — |
| 下村 | 福岡県糟屋郡新宮町 | 〃 | 〃 | 町道 | 北尾１号線 | 第２条第10号 | — | — |
| 野中 | 福岡県筑後市 | 〃 | 〃 | 市道 | 天堤次塚線 | 第２条第10号 | — | — |
| 下枯目 | 宮崎県小林市 | 〃 | 吉都線 | 市道 | 石塚・今別府線 | 第２条第８号 | — | — |
| 乙房上 | 宮崎県都城市 | 〃 | 〃 | 県道 | 財部庄内安久線 | 第２条第８号 | — | — |
| 浦 | 宮崎県えびの市 | 〃 | 〃 | 県道 | 京町小林線 | 第２条第８号 | — | — |

**○国土交通省告示第七百二十号**

特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）第一条の二の三第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の確定方法等を定める告示を次のように定める。

平成二十八年四月二十八日　　国土交通大臣　石井　啓一

特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の確定方法等を定める告示

（定義）

**第一条**　この告示において「貨物等」とは、貨物その他のコンテナに収納される物をいう。

2　前項に定めるもののほか、この告示において使用する用語は、特殊貨物船舶運送規則（以下「特貨則」という。）において使用する用語の例による。

（質量確定の手順）

**第二条**　特貨則第一条の二の三第一項の告示で定める手順は、この条に定めるところによる。

2　コンテナの荷送人は、国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録確定事業者」という。）に、特貨則第一条の二の三第一項に規定する質量の確定（以下「質量確定」という。）を委託することができる。

3　本邦内に住所又は事業所を有しないコンテナの荷送人は、船舶運航事業者（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二十三条の三第二項に規定する船舶運航事業者をいう。）との間で貨物を収納したコンテナの本邦から本邦外への運送について契約を締結した場合であって、本邦内に住所又は事業所を有する者（以下この条及び第六条第一項において「輸出人」という。）との間で輸出人が当該荷送人に代わり当該コンテナに係る輸出の手続きを行う旨の契約を締結したときは、輸出人に当該コンテナに係る質量確定を行わせることができる。この場合において、輸出人は、登録確定事業者に質量確定を委託することができる。

4　質量確定を行う者は、次に掲げる事項を記載した質量確定業務実施手順書を作成し、当該手順書に従って当該確定の業務を行わなければならない。

一　計量に関する事項

二　計量器の性能の確保に関する事項

三　第五条ただし書に規定するコンテナ又は貨物等に係る質量確定に関する事項

四　確定した質量の伝達に関する事項

五　質量確定の記録の保管に関する事項

六　前号各号に掲げる事項の点検に関する事項

七　その他質量確定の実施に関し必要な事項

5　質量確定を行った者は、確定した質量が記載された資料に署名し、又は記名押印しなければならない。

6　登録確定事業者は、質量確定を行ったときは、コンテナの荷送人（第三項の規定により輸出人が質量確定を行う場合は、輸出人。以下「コンテナの荷送人等」という。）に対し、前項の規定により署名又は記名押印した資料を交付しなければならない。

（質量確定を要しない場合）

**第三条**　特貨則第一条の二の三第一項の告示で定める場合は、本邦各港間において運送する場合、車両のシャーシフレームに搭載された状態で短国際航海（船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）第一条の二第五項に規定する短国際航海をいう。）に従事するロールオン・ロールオフ船（船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）第二条第十七号の二のロールオン・ロールオフ貨物区域又は同条第十八号の車両区域を有する船舶をいう。）により運送する場合又は本邦外の船積み地（千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約の締約国内に限る。）において当該締約国の規則に従い質量確定に相当する行為を完了した場合とする。